

令和4年度第1回定例会（第5号）

令和4年3月8日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 発言取消申出の件
日程第 3 議案第 3号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計予算
日程第 4 議案第 4号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第 5号 令和4年度七飯町介護保険特別会計予算
日程第 6 議案第 6号 令和4年度七飯町水道事業会計予算
日程第 7 議案第 7号 令和4年度七飯町下水道事業会計予算
追加日程第1 報告第 1号 令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について
追加日程第2 議案第 28号 令和3年度七飯町一般会計補正予算（第1号）
追加日程第3 発議案第1号 七飯町議会基本条例の一部改正について
追加日程第4 発議案第2号 七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
追加日程第5 発議案第3号 令和4年度の米政策に関する意見書
追加日程第6 発議案第4号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書
追加日程第7 発議案第5号 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書
追加日程第8 発議案第6号 ロシアによるウクライナ侵略を避難する決議
追加日程第9 閉会中の継続調査の申出について
追加日程第10 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（17名）

副議長	17番	青山金助	1番	横田有一
	2番	神崎和枝	3番	平松俊一
	4番	池田誠悦	5番	田村敏郎
	6番	稲垣明美	7番	畑中静一
	8番	長谷川生人	9番	上野武彦
	10番	坂本繁	11番	澤出明宏
	12番	中島勝也	13番	川村主税
	15番	若山雅行	16番	川上弘一
	17番	青山金助		

○欠席議員（1名）

議長 18番 木下敏

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長			
総務部長事務取扱	宮 田 東	経済部長兼土木課長	青 山 芳 弘
民生部長事務取扱			
総務部総務財政課長	青 山 栄久雄	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	柴 田 憲
会 計 課 長	関 口 順 子	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 徳 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	村 上 宏 樹	経済部都市住宅課長	川 島 篤 実
経済部上下水道課長	笠 原 泰 之		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長 兼	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	伍 桜 司
学校給食センター長			
生涯教育課長	竹 内 圭 介	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

○本会議の書記

事 務 局 長	広 部 美 幸	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

1 2 番 中 島 勝 也

1 3 番 川 村 主 税

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○副議長（青山金助） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

木下敏議長から、本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○副議長（青山金助） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

12番 中島勝也 議員

13番 川村主税 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

発言の取消の申出の件

○副議長（青山金助） 日程第2 発言の取消の申出の件を議題といたします。

総務財政課長から、令和4年3月2日の会議における若山雅行議員からの、令和2年度一般会計決算が認定されなかった件についての一般質問に対する答弁中の発言について、議会運営例規第104項の規定により、お手元に配付のとおり発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

この発言取消の申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、総務財政課長からの発言取消の申出を許可することに決定いたしました。

総務財政課長より発言の申出がありますので、

これを許します。

総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） ただいま発言の取消の申出の件につきまして許可をいただき、誠にありがとうございます。

このたびの申出につきましては、私の不適切な発言によるものであり、議員の皆様にご多大な御迷惑をお掛けしましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

これからも、職務・職責に精励してまいりますので、御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

○副議長（青山金助） 以上で、発言の申出を終わります。

日程第3

議案第3号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計予算

○副議長（青山金助） 日程第3 議案第3号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、令和4年度七飯町国民健康保険特別会計予算を説明申し上げます。

令和4年度七飯町国民健康保険特別会計予算を説明申し上げます。

令和4年度七飯町国民健康保険特別会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳出歳入、それぞれ33億6,960万円と定めるものでございます。また、第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定める物でございます。

令和4年度国民健康特別会計の予算は、前年度予算と比較しますと2,290万円の増となっております。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

国保14ページを御覧願います。

1款総務費1項1目一般管理費は本年度予算4,035万円で全年度比3,040万8,000円の減でございます。

事業別の一般管理費は1,362万5,000円で、保険証の郵送費用や国保共同電算課委託料、システム使用料、国保連合会の負担金などを計上しております。また、国保事務職員人件費は2,672万5,000円で国保事務職員4名分の給料、職員手当、共済費を計上しております。

2項1目賦課徴収費は322万5,000円で前年度比7,000円の増でございます。事業別の国保賦課事務費は42万2,000円で納税通知書発送の郵送費などを計上しております。国保徴収事務費は280万3,000円で、保険料の振替振込手数料、16ページになりますが、渡島・檜山地方、滞納整備機構負担金などの経費を計上しております。

3項1目運営協議会費は20万5,000円で、前年度と同額となっております。国保運営協議会委員9名分の報酬や費用弁償を計上しております。

4項1目医療費適正化特別対策事業費は、168万3,000円で前年度と同額となっております。レセプト点検委託料などの経費を計上しております。

2目徴収率向上特別対策事業費は472万1,000円で、前年度比4万5,000円の増でございます。事業別では収納率向上特別対策事業費が443万7,000円で、会計年度任用職員1名分の給料、手当、共済費の計上でございます。また、国保公用車管理費は28万4,000円で公用車1台分の維持管理に係る経費でございます。

18ページになります。2款保険給付費1項1目療養給付費は20億9,672万8,000円で前年比2,168万6,000円の増となっております。2目療養費は1,692万円で、前年度比12万円の増となっております。3目審査支払手数料は627万円で、前年度と同額となっております。

2項1目高額療養費は3億2,880万円で、前年度比1,080万円の増となっております。2目高額介護合算療養費は50万円で、前年度と同額となっております。

3項1目移送費は30万円、前年度と同額と

なっております。

4項1目出産育児一時金は630万円で、前年度と比較して210万円の増となっております。

2目審査支払手数料は1万円、前年度と同額となっております。

5項1目総債費は150万円で、前年度と同額となっております。

6項1目傷病手当金は22万3,000円で、前年度比88万7,000円の減でございます。

3款国民健康保険事業費納付金は8億2,480万4,000円で、前年度比1,598万3,000円の増でございます。

20ページになります。内訳といたしまして、1項医療給付費分は一般退職合わせて6億418万5,000円、2項後期高齢者支援金分は1億6,736万7,000円、3項高額納付金分は5,325万2,000円の計上となっております。

4款共同事業支出金は1万円で、前年度と同額となっております。

5款財政安定化基金拠出金は1万円で、前年度と同額でございます。

6款保健事業費1項1目保健衛生普及費は1,337万1,000円を計上、前年度比77万5,000円の増でございます。人間ドック・脳ドック検診委託料や高齢者インフルエンザ予防接種などの計上でございます。

次の22ページになります。

2項1目特定健康診査等業費は1,871万1,000円を計上、前年度比65万7,000円の増でございます。特定検診特定保健指導の委託料などの経費を計上しております。

7款公債費1項1目利子は31万9,000円で前年度と同額でございます。

8款諸費支出金1項1目一般被保険者保険税納付金は150万円で、前年度と同額となっております。

2款その他、償還金は206万円で205万9,000円の増でございます。道補助金精算等によるものでございます。

24ページになります。退職被保険者等保険税還付金が目の廃止と前年度の予算額を記載してお

りますので御参照願います。

2項1目延滞金は1万円で、前年度と同額となっております。

9款基金積立金は本年度予算額が2万4,000円で、国民健康保険財政調整基金積立金として2万3,000円の増となっております。

10款予備費は104万6,000円で4万円の増となっております。

次に、国保8ページに戻っていただき、歳入でございませう。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は5億5,501万5,000円で、前年度比835万1,000円の増でございます。内訳は1節から6節までの記載のとおりでございます。退職被保険者等国民健康保険税は、目の廃止と前年度の予算額を記載しておりますので御参照願います。

2款国庫支出金1項1目災害等臨時特例補助金本年度予算1,000円で、前年度と同額でございます。

3款道支出金1項1目保健給付費等交付金が24億8,571万9,000円で、前年度比891万5000円の増でございます。内訳は1節普通交付金が24万5732万8,000円で、2節特別交付金は2,839万1,000円で、細節は説明欄の記載のとおりとなっておりますので御参照願います。

2項1目財政安定化基金交付金は本年度予算額1万円で、前年度と同額となっております。

4款財産収入1項1目利子及び配当金は本年度予算1万4,000円で、前年度比1万3,000円の増となっております。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は本年度予算3億2,473万1,000円で、前年度比461万3,000円の増となっております。内訳は1節から次の10ページ、6節までに記載のとおりでございます。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は本年度予算額116万円で、前年度比115万9,000円の増となっております。

6款繰越金1項1目繰越金は1万円で、前年度と同額でございます。

7款諸収入1項1目一般被保険者延滞金は200万円で、前年度と同額でございます。

2目一般被保険者加算金、3目過料はそれぞれ1万円の計上で、前年度と同額でございます。

2項1目一般被保険者第三者納付金は650万円で、2目一般被保険者返納金は250万円で、3目雑入金は2万円の計上で、それぞれ前年度と同額でございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 2点ほどちょっとお伺いしたいのですけれども、17ページです。

ジェネリック医薬品変更差額通知作成等委託料12万1,000円ということで記載されておりますが、ジェネリック医薬品の利用の状況は町として把握しているのかどうか。

把握しているとしたら、医療費の削減効果と申しますか、それがどのような状況なのかについて、把握してございましたらお知らせいただきたいと思ひます。

2点目なのですけれども、国保の25ページです。ここに国民健康保険財政調整基金積立金ということで2万4,000円という記載があります。国庫関係に関しては、町は赤字会計を改善するというところで増税を実施しました。その後、北海道と共同経営という形になってから、広報会計が二つの理由で大きく改善されて黒字化しております。

そういう中で前回、減税ということも実施しておりますけれども、この積立金の2万4,000円というのが、そういう国保会計の実態と申しますか、これまでの経過を反映していないのではないかと思ひます。どれだけ今、こうした黒字になってからの残金があるのか、それについてできれば積立金の中で表現したほうがいいのではないかと申ひますが、そういう形になっていない理由ということと、それからどれだけ今この積立の形で残っているのか、その辺についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○副議長（青山金助） 清野住民課長。

○住民課長（清野真里） まず17ページ、ジェネリック医薬品変更差額通知作成等委託料ということなのですが、こちらは委託業者に委託している事業でございます。

そのジェネリックした場合と通常の医療品の場合の差額分というものを通知いたしまして、ジェネリックのほうが安価で済むということをお知らせしているところでございますが、例年、伸びというものは例年どおりということで、そういった差というものは無い状況になってございます。

今後、こちらはもっと工夫を凝らして対応していきたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、基金積立金になります。今回、積立金といたしまして2万4,000円を計上しておりますが、前年度の繰越分といたしまして、まだ確定ではございませんので、款項目を設けるということで1万円、預金利子として0.01%の1,000円、その中でこの会計自体の調整額を1万3,000円と計上しているところでございます。

あと、この保険税に関しては、今後、町税に関しては改正前の保険料を計上しております。例年どおり10月現在の町税額に徴収率を試算したものを計上しており、こちらのほうには反映しておりませんが、今後6月に町税が確定し、ほとんど反映されたものが確定いたしますので、その状況をみて対応していきたいと考えております。

当時の見込みでは、およそ町税が3,700万円程度下がるのではないかと見込んでおり、収入に関しては3,500万円程度を見込んでいるところでございますけれども、例年7,000万程度の黒字関係ということで、半額程度に抑えて黒字会計を維持しつつ、基金を確保していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（青山金助） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 先ほどの質問でジェネリックの効果と言いますか、本来負担すべき医療費が軽減されるということですので、このジェネリックの利用はできるだけ促進するというか宣伝も

し、利用するよというところが町の国保会計のより良い改善につながるのではないかとおもうのですが、実態としてどれだけこのジェネリックが利用されているのかという把握と言いますか、これは必要なことではないかと思うのですが、その辺を答弁をはっきりしておりませんでしたので、どうなのか利用状況とその利用によって、どれだけ国保会計の改善につながっているのかという金額的なことが分かれば、ぜひ知らせていただければと思います。

それから、基金の積立金の件なのですが、まだ最終的な財政状況の確定に至っていないからということもありますけれども、やはり議会の審議の中でこの国保会計が今、どのような状況にあるのかというのが分かるような財政状況を把握した上で、ぜひ、この黒字の実態を反映したような記載にしていいただければと思うのですが、その辺についてまたお願いします。

○副議長（青山金助） 清野住民課長。

○住民課長（清野真里） ジェネリックの件数については、昨年度の決算状況の資料が手元にはございませんので、御理解のほどお願いいたします。

今の決算状況ということによろしいでしょうか、これからの見込みということで。

例年、平成28年、29年と国保税を引き上げし、今回、黒字会計になったということで被保険者の方の負担等も考えまして、段階的に国保税を引き下げていきたいと考えております。

ただ、昨日も 同僚議員のほうで答弁いたしましたけれども、令和12年度に国保保険料保険税が道の保険料保険税に統一化される予定でございます。それまでに被保険者の方に高額、また負担を強いられことのないように、年度ごとに保険税に関しましては現状の道の保険税に近づくように調整していき、そうなったときに保険税が差がないものというか、負担のないものに展開していきたいと考えてところでございます。

また、黒字会計につきましてはその全体の状況、その年の経済状況、道の保険税の標準額というのは各年度変わりますので、それと擦り合わせながら対応して、今現在の黒字会計も維持しながら年に精査しながら対応していきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○副議長（青山金助） ほかに質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第3号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計予算を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第4号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算

○副議長（青山金助） 日程第4 議案第4号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算を御説明申し上げます。

令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億87,000万円と定めるものでございます。令和4年度の後期高齢者医療特別会計の予算の総額を前年度当初予算額と比較しますと3,450万円の増となっております。

それでは後医12ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は36万3,000円で、前年度比15万5,000円の増となっております。被保険者交付に係る経費を計上しております。

2項1目賦課徴収費は291万2,000円で前年度比1万1,000円の減となっております。保険料納入通知証に係る印刷や郵送料などを

計上しております。

2款後期高齢者広域連合納付金1項1目後期高齢者広域連合納付金は4億8,315万円で、前年度比較をしまして3,433万円の増となっております。徴収した保険料を納付するための保険料等負担金3億4,862万9,000円。北海道後期高齢者広域連合の事務費納付金1,118万7,000円、保健基盤安定負担金1億2,333万4,000円の計上でございます。

3款諸支出金1項1目保険料還付金は50万円の計上で前年度比5,000円の増となっております。

2目還付加算料は5万円の計上で、前年度と同額となっております。

14ページになります。4款予備費は2万5000円で、前年度比1万1,000円の増となっております。

次に、後医8ページの歳入に戻っていただきます。

1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料は3億4,362万9,000円で、前年度比2,779万5,000円の増となっております。

2款繰入金1項1目事務費繰入金は1,448万4,000円で、前年度比25万7,000円の増となっております。2目保健基盤安定繰入金は1億2,333万4,000円で、前年度比644万3,000円の増となっております。

3款繰越金1項1目繰越金は500万円の計上で、前年度比と同額となっております。

4款諸収入1項1目延滞金は1,000円の計上で、前年度と同額となっております。

2項過料も1,000円の計上で前年度と同額となっております。2項1目保険料還付金は50万円で、前年度比5,000円の増、2目還付加算金は5万円の計上。3項1目雑入は1,000円の計上、いずれも前年度と同額となっております。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第4号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第5号 令和4年度七飯町介護保険特別会計予算

○副議長(青山金助) 日程第5 議案第5号令和4年度七飯町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(村山徳收) 議案第5号令和4年度七飯町介護保険特別会計予算について提案説明をさせていただきます。

令和4年度各会計予算書介保1ページを御覧ください。

令和4年度七飯町介護保険特別会計予算は、第1条で保健事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ28億9,980万8,000円と定めるものでございます。2条は一時借入金の限度額1億円と定めるものでございます。3条は介護サービス医業勘定の総額を歳入歳出それぞれ1,319万2,000円と定めるものでございます。

はじめに、保健事業勘定歳入歳出予算について、御説明いたします。介保16ページの歳出を御覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費は、本年度予算211万2,000円、前年度比226万4,000円の減でございます。主に介護保険証の交付、介護保険証、介護保険電算システム管理等の経費でございます。前年度比では介護保険電算システ

ム改修費が224万9,000円減となっております。

2項1目賦課徴収日は、本年度予算40万6,000円、前年度比7,000円減で介護保険料の賦課及び徴収に要する経費でございます。前年度比ではコンビニエンスストア支払手数料が7,000円減となっております。

3項1目介護認定審査会費は本年度予算516万2,000円、前年度比45万6,000円の減で南渡島介護認定審査会共同設置に係る経費でございます。前年度比では共同設置負担金が48万5,000円減となっております。2目認定調査費は本年度予算1,155万6,000円、前年度比4,000円減で介護認定に係る主治医意見書作成など認定調査事務に係る経費でございます。

次に、このページから19ページにわたりますが、2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費は、本年度予算24億7,972万円、前年度比9,248万円増で、介護認定の方が利用した介護サービスに係る経費でございます。主な増減は居宅介護サービス費2,938万円の増、地域密着型介護サービス7,760万円の増、施設介護サービス費1,920万円の減となっております。

次に、18ページの2項1目介護予防サービス等諸費は、本年度予算8,673万円、前年度比36万8,000円の増で、要支援認定の方が利用したサービスに係る介護予防サービスの経費でございます。主な増減は、介護予防サービス581万円の増、地域密着型介護予防サービス42万円の減、介護予防住宅改修費352万円の減、介護予防サービス計画費240万円の増となっております。

3項1目審査支払手数料は、本年度予算253万円、前年度比5万2,000円の増で北海道国民健康保険団体連合が行う審査支払いに係る経費でございます。

4項1目高額介護サービス等費は、本年度予算8,070万円、前年度比560万円の増で、サービスを利用した方の1か月の自己負担額の限度額を超えた場合、超過分を払い戻す経費でございます。

5項1目高額医療合算介護サービス等費の本年度予算は、前年度同額の970万円で、こちらも1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が、負担上限額を超えた場合に超過分を払い戻す経費でございます。

次のページに移りまして、6項1目特定入居者介護サービス費は、本年度予算1億908万円、前年度比45万円の増で、低所得者等の特定施設入居者に対する食事、居住費の一部負担に係る経費で、対象となる方の増加が見込まれるものでございます。

次に、3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、本年度予算7,898万6,000円、前年度比35万円の増でございます。事業別の介護予防生活支援サービス費は、前年度同額の7,000万円。こちらは要支援1、2、基本チェックリストの該当者に対する通所介護、訪問介護の給付費でございます。

次の、介護予防ケアマネジメント事業費は898万6,000円、前年度比で35万円の増額でございます。こちらも要支援の方の基本チェックリスト該当者ケアサービス利用計画の委託経費でございます。2目一般介護予防事業費は、本年度予算411万8,000円、前年度比1万6,000円の減で、高齢者が要介護状態とならないための一時介護予防、地域において誰でも参加できる地域外の予防活動推進事業及び町民相互の支え合い機能の強化に係る経費でございます。

次に、このページから23ページにわたりますが、3目包括的支援及び任意事業費は本年度予算914万2,000円、前年度比34万2,000円の減で、認知症施策医療介護連携推進事業、成年後見制度利用支援事業、介護用品支給事業など町が独自に行う事業経費でございます。

次に、4目その他諸費の本年度予算は前年度同額の21万円で要支援1、2、基本チェックリストの該当の方の通所介護、訪問介護にかかる審査支払手数料でございます。

次に、4款保健福祉事業費1項1目保健福祉事業費は、本年度予算60万円、前年度比36万円の増で社会福祉法人等による利用負担軽減制度補助金が36万円増額となっております。

5款基金積立金1項1目基金積立金の本年度予算は、前年度同額の1万円で、基金運用利子の積立でございます。

6款公債費1項1目融資の本年度予算は、前年度同額の10万円で、特別会計による一時借入を行った場合の償還利子分でございます。

7款諸支出金1項、次のページにお移りいただき、1目1号被保険者保険料還付金の本年度予算は、前年度同額の50万円でございます。2目償還金の本年度予算は前年度同額の1万円で、特別会計において前年度の国庫支出金等に変化が生じた場合の経費でございます。

2項1目繰出金は、本年度予算1,693万3,000円、前年度比206万5,000円で、令和2年度まで保険事業勘定に計上していた地域包括支援センターの運営費、地域支援事業の一部が重層的支援体制整備事業へ移行したことに伴い、1号及び2号の保険料分を一般会計へ繰り出すものでございます。主な増減は重層的支援体制整備事業に予算計上した介護予防計画策定費の委託料及び共助の基本づくり事業拡大の増によるものでございます。

8款予備費は本年度予算150万3,000円、前年度比188万3,000円の減でございます。

歳出は以上でございますので、次に歳入でございます。介保8ページにお移りください。

1款保険料1項1目1号被保険者保険料は、本年度予算5億8,700万円、前年度比1,700万円の増で、被保険者増加によるものでございます。

2款使用料手数料1項1目督促手数料の本年度予算は、前年度同額の1,000円の計上でございます。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、本年度予算4億9,976万1,000円、前年度比2,112万6,000円の増で、歳出の2款保険給付費に対する国の法定負担分として保険給付施設分が15%、その他の保険給付は20%の割合で計上しております。2項1目調整交付金は本年度予算1億6,333万8,000円、前年度比603万4,000円の増で、保険給付費の法定

負担分5.6%を計上してしております。2目地域支援事業交付金は本年度予算2,434万4,000円、前年度比4万9,000円の減で、介護予防事業及び包括的支援事業の法定負担分25%を計上しております。3目保険者機能強化推進交付金の本年度予算は、前年度同様の100万円で、自立支援重度化防止の取組を評価批評により国が評価し、その結果により交付されるものでございます。4目保険者努力支援交付金は本年度予算100万円、前年度比100万円の増で、介護予防健康づくり等に資する取組に対し、国が指標により評価し、その結果により交付されるものでございます。

4款支払基金1項1目介護給付費交付金は、本年度予算7億4,749万3,000円、前年度比で2,761万1,000円の増で、保険給付費の法定負担分27%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。2目地域支援事業支援交付金は、本年度予算2,439万7,000円、前年度比32万7,000円の増で、歳出の地域支援事業費の法定負担分29%を計上しております。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金は、本年度予算4億7,000円、前年度比1,210万9,000円の増で、保険給付費の北海道の法定負担分として保険給付費施設分17.5%、その他給付金12.5%を計上しております。

次のページにお移りください。2項1目地域支援事業交付金は、本年度予算1,217万1,000円、前年度比2万4,000円の減で、介護予防事業費の法定負担分12.5%を計上しております。2目介護サービス利用者負担軽減事業補助金は、本年度予算45万円、前年度比で27万円の増。非課税世代の障がい者サービスを利用しての方が介護保険サービスに移行した際の負担増となる道補助金及び社会福祉法人等による利用者負担軽減事業補助金の同比の補助金を計上しております。

6款財産収入1項1目医師及び配当金は、介護保険財政調整基金の運用利子として、本年度予算は前年度同様の1万円の計上でございます。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、本年

度予算3億4,605万7,000円、前年度比1,278万3,000円の増で、七飯町の法定負担分で介護給付費の12.5%を計上しております。2目地域支援事業繰入金は、本年度予算1,217万1,000円、前年度比2万4,000円の減。七飯町の法定負担分介護予防事業費の12.5%を計上しております。3目その他繰入金は本年度予算6,818万5,000円、前年度比60万7,000円の減で、歳出である1款総務費の一般財源負担分でございます。

2項1目介護保険財政調整基金繰入金は、本年度予算1,034万7,000円、前年度比363万3,000円の増で、給付費増に伴う繰入金が増額しております。

8款繰越金1項1目繰越金の本年度予算は、前年度同様の200万円でございます。

9款諸収入1項1目1号被保険者延滞金の本年度予算は、前年度同様の1万円でございます。2目過料も前年度同様の1万円でございます。2項1目第三者納付金も、前年度同様の1万円でございます。2目返還金も前年度同様の1万円でございます。

次のページに移りまして3目雑入の本年度予算は、前年度同様の3万6,000円でございます。以上で、保険事業勘定の説明は終了でございます。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。介保38ページの歳出を御覧願います。

1款総務費1項1目一般管理費の本年度予算額は、前年度同額の1万円で事業費1万円を計上してございます。

2款諸支出金1項1目操出金は、本年度予算1,317万2,000円、前年度比93万5,000円の増で、地域包括支援センターが行う介護予防ケアプラン策定に係る介護報酬相当を、一般会計へ繰り出すものでございます。

3款予備費、本年度予算は前年度同様の1万円でございます。

次に、34ページをお開きください。歳入を御説明申し上げます。

1款サービス収入1項1目介護予防サービス計

画収入は、本年度予算1,319万1,000円、前年度比93万5,000円の増で、介護予防ケアプラン策定に係る介護報酬収入でございます。

2款諸収入1項1目雑入は1,000円計上しております。

介護保険特別会計の説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

若山議員。

○15番（若山雅行） 1点だけ傾向というか、何かその辺を教えてもらいたいのですけれども、介護保険料の歳入のところの8ページ、9ページの1款保険料の中の1項1目で、第1号被保険者保険料ということで上がっているのですけれども、説明の中で特別徴収保険料と普通徴収保険料と分かれていますのですけれども、これは前年との見ると特別徴収保険料の割合が大きく伸びているような感じがあるのですけれども、これは何か特別なことを行ったのか、それとも自然体でこういう形になったのか、先ほど1,700万の増収になったと、これは保険者の増ということがあるので、その数以上に何か特別徴収のほうが多いのかなと思うのですけれども、どういう理由で何か働きかけたのがあるのか、あるいはこれは自然体の結果なのかとか、そこのところだけちょっと教えてください。

以上です。

○副議長（青山金助） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 御質問にお答えしてまいります。

介保9ページの特別徴収保険料と普通徴収保険料でございますが、普通徴収保険料については、年金を受給をされる前とか、年金の額が少なくて保険料を天引きできないという方が普通徴収になるものでございますが、老齢基礎年金とかそういう少ない年金の方というのは、ほぼほぼもうないので新たに年金を65歳を超えて、年金を受給される方については、特別徴収の年金機構から自動的に天引きされるという形でございますので、そういう国の制度でございますので、普通徴収の割合が減ってきたというのは、多分65歳の年金

受給前の方が今までの年代よりは若干、減ってきてきると、今までのその前の今、70歳から65歳の間の年代とか、後期高齢の年代と比較すれば、新たに65歳になる年代が減ってきているというふうに分析してございますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） ほかに、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第5号令和4年度七飯町介護保険特別会計予算を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第6号 令和4年度七飯町水道事業会計予算

○副議長（青山金助） 日程第6 議案第6号令和4年度七飯町水道事業会計予算を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） 議案第6号令和4年度七飯町水道事業会計予算について提案説明申し上げます。

七飯町公益用会計予算書の水道1ページを御覧願います。

第1条は、令和4年度七飯町水道事業会計の予算を次に定める総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので第1号の給水戸数は1万2,300戸、第2号の年間給水量は264万6,400立方メートル、第3号の1日平均給水量は9,670立方メートル、第

4号の主な建設改良事業は管路整備事業で、1億7,904万6,000円となっております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入では第1款水道事業収益は5億1,806万円で、第1項営業収益で4億4,112万3,000円、第2項営業外収益で7,693万7,000円となっております。

支出では第1款水道事業費用は4億5,640万円で、うち第1項営業費用は4億1,304万4,000円、第2項営業外費用は4,253万6,000円、第3項特別損失は22万円、第4項予備費は60万円となっております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めております。水道2ページの収入では、第1款資本的収入は1億7,829万円で、うち第1項企業債で1億7,290万円、第2項負担金等で539万円となっております。

支出では、第1款資本的支出で3億7,860万円で、うち第1項建設改良費で2億2,420万1,000円、第2項企業債償還金で1億5,299万9,000円、第3項予備費は140万円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億31万円につきましては、損益勘定留保資金などで、補てん財源より補てんするものでございます。

第5条の企業債は本町地区老朽管布設替事業ほか3事業について、限度額起債の方法利率償還の方法を下のとおり定めるものでございます。

第6条の一時借入金は、限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の留意をすることができる範囲を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を得なければ留意をすることのできない経緯を定めるもので、第1号で職員給与費4,934万6,000円、第2号で賞与引上金繰入額398万2,000円となっております。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を33万円と定めております。

続きまして、水道23ページを御覧願います。

ここからは、令和4年度七飯町水道事業会計予算実施計画書でございます。

収益的支出の説明をさせていただきます。水道25ページをお開き願います。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び上水費は、原水の止水からメッキにかかる設備の維持管理に係る経費で3,679万3,000円、前年度と比較して13万9,000円の増でございます。主な内訳は水質検査委託料、施設修繕料、施設電気料などとなっております。

次に、2目配水及び給水費は配水池、排水管の維持管理に係る経費で5,499万2,000円、前年度と比較して981万円1,000円の減でございます。主な内訳は配水池などの管理や電気計装点検設備委託料、配水施設修繕料となっております。

次の水道26ページでございます。3目受託工事費は給水装置の新設または修繕などの受託工事にかかる経費1万1,000円で、前年度と同額となっております。

水道27ページの4目業務費は、水道料金の検針や賦課徴収などに係る経費で4,156万7,000円、前年度と比較して528万2,000円の増でございます。主な内訳は検針等の委託料、口座振替等の手数料、料金システム等の利用手数料、浄水器取替工事業務代などとなっております。5目総経費は、水道事業の全般に係る経費で187万7,000円、前年度と比較して51万4,000円の減でございます。主な内訳は経営審議会の委員報酬、旅費、光熱費などの経費を計上しております。

次に、水道28ページの6目職員給与費は水道事業6名分の人件費で5,332万8,000円、前年度と比較して750万円の増となっております。

次に、水道29ページの7目減価償却費は、有形及び無形固定資産減価償却費で2億1,962万2,000円、前年度と比較して565万円の減となっております。8目資産減耗費は固定資産除却費と棚卸資産費で484万4,000円、前年度と比較して97万1,000円の減となっております。

次に、9目その他営業費用は材料売却原価1万円で、前年度と同額となっております。2項営業外費用1目支払利息及び費用債取扱諸費は、企業債利息と一時借入金の利息支払いのための借入金利息で3,513万4,000円、前年度と比較して404万9,000円の減でございます。

2目雑支出は、その他雑支出10万円で、前年度と同額となっております。3目消費税及び地方消費税は、消費税及び地方消費税納付金で730万2,000円、前年度と比較して497万4,000円の増でございます。

次に、水道30ページの3項特別損失1目過年度損益修正損は、過年度水道料金還付金として22万円、前年度と同額となっております。4項1目予備費は60万円で、こちらも前年度と同額となっております。

続きまして、収益的収入でございますが、水道23ページをお開き願います。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は水道料金で4億3,956万6,000円、前年度と比較して61万3,000円の減でございます。2目受託工事収益は受託工事収入1万1,000円で、前年度と同額となっております。3目その他の営業収益は材料売却収益手数料雑収益で154万6,000円、前年度と比較して4万2,000円の増でございます。2項営業外収益1目受取利息及び配当金は、預金利息4,000円で、前年度と同額となっております。2目負担金は他会計負担金で1,218万5,000円、前年度と比較して154万9,000円の減でございます。

次に、水道24ページの3目長期前受金戻し入れは、受動財産評価額補助金その他長期前受金で6,449万1,000円で、前年度と比較し31万9,000円の減となっております。4目雑収益は不要品入払収入と賃借料で25万7,000円前年度と比較して1,000円の減でございます。

続きまして、資本的支出でございます。水道32ページとなります。

1款資本的支出1項建設改良費1目管路整備費は1億7,904万6,000円で、前年度と比較

して4,376万2,000円の増となっております。主なものは建設改良費で本町地区老朽管布設替工事の4件で1億6,770万5,000円となっております。2目資産使途金は検定満期を迎える水道メーターに係る取替用浄水器購入代で4,515万5,000円で、前年度と比較して335万5,000円の増となっております。

2項1目企業債は、企業債元金償還金で1億5,299万9,000円、前年度と比較して534万2,000円の増となっております。

次に、水道33ページの3項1目予備費は140万円で、前年度と同額となっております。

次に、水道31ページにお戻りいただきまして、資本的収入となります。

1款資本的収入1項企業債1目上水道事業債は、本町地区老朽管布設替事業債外3件で1億7,290万円、前年度と比較して3,980万円の減となっております。2項負担金等1目工事施工収入は、国道及び道道の改良等に伴う水道管施設保証金で539万円、前年度と比較して69万1,000円の減となっております。

なお、水道5ページから22ページまでは、水道事業会計予算に関する説明書で、水道事業会計予定実施計画書、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担等に関する調書及び令和4年度、令和3年度の予定損益計算書、補正貸借対照表となっております。

議案第6号令和4年度七飯町水道事業会計予算の提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

若山議員。

○15番（若山雅行） 1点だけちょっとばらばらと見ていたら、水道の18ページでセグメント情報に関する注記というのが載っていて、七飯地区、藤城地区、大沼地区となっていて、分けて収益が載っているのですけれども、これを見ると七飯地区は大幅な黒字のようなのですけれども、藤城地区、大沼地区は若干、前年よりはちょっと改善しているようなのですけれども、営業段階で赤字になっているような感じなののですけれども、こ

れについてはトータルで黒字なのでそれでいいということなのか、それとも改善するような何か策というのですか。そういうものをする必要があるのかどうか、そこまで考える必要がないものなのかどうか、ちょっと御見解をお願いしたいと思います。

○副議長（青山金助） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） 答弁させていただきます。

セグメント情報は一応、各3地区に分けてその損益の状況を表すものでございますが、議員がおっしゃるとおり、全体としては損益は黒字ということになっておりますので、あくまでもこの地区ごとの状況というものを表しておりますので、この藤城と大沼地区の損益が赤字だからといって、ここの部分だけを料金を上げるというわけにもいかないものですから、そのあたりは全体的に黒字であるということで、特に、これに対する措置というものは、現在考えておりません。

以上でございます。

○副議長（青山金助） ほかに質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第6号令和4年度七飯町水道事業会計予算を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第7号 令和4年度七飯町下水道事業会計予算

○副議長（青山金助） 日程第7 議案第7号令和4年度七飯町下水道事業会計予算を議題いたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、議案第7号令和4年度七飯町下水道事業会計予算について提案説明申し上げます。

七飯町公益用会計予算書の下水35ページをお開き願います。

第1条は、令和4年度七飯町下水道事業会計の予算を次に定める総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので第1号の下水道接続戸数は9,100戸、第2号の年間給水量は294万5,000立方メートル、第3号の1日平均給水量は8,781立方メートル、第4号の主な建設改良事業は、アの処理場更新事業で1,200万円、イの環境設備事業で470万5,000円、ウの流用費下水道事業で1,714万5,000円となっております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入では第1款下水道事業収益は7億3,530万円で、第1項営業収益で4億1,496万4,000円、第2項営業外収益で3億2,033万6,000円となっております。

支出では第1款下水道事業費用は7億3,115万円で、うち第1項営業費用は6億5,670万円、第2項営業外費用は7,365万円、第3項特別損失は20万円、第4項予備費は60万円となっております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めております。下水36ページの収入では、第1款資本的収入は1億8,451万6,000円で、うち第1項企業債で4,300万円、第2項出資金で1億2,930万8,000万円、第3項補助金で1,138万円、第4項負担金等で82万8,000円となっております。

支出では、第1款資本的支出で3億7,300万円、うち第1項建設改良費で3,440万9,000円、第2項企業債償還金で3億3,719万1,000円、第3項予備費は140万円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,848万4,000円につきましては、損益勘定留保資金などで、財源により補てんするものでございます。

第5条の債務負担行為は水洗便所の改造者に対する融資の利子償還に係る歳入負担について定めるものでございます。

第6条の企業債は流域下水道事業ほか2事業について、限度額、起債の方法、利率償還の方法を起債のとおり定めるものでございます。

第7条の一時借入金は限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の確保の経費の金額に流用することができる範囲を定めるものでございます。

第9条は議会の議決がなければ、流用することのできない経費を定めるもので、第1号で職員給与費2,331万5,000円、第2号で賞与引当金繰入額187万6,000円となっております。

第10条は、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額を定めるもので、第1号で収益勘定繰入金5,056万9,000円、第2号で建設改良費等繰入金498万円となっております。

続きまして、下水59ページを御覧願います。ここからは、令和4年度下水道事業会計予算実施計画書となっております。

まず、初めに収益支出の説明をさせていただきます。下水61ページをお開き願います。

1款下水道事業費用1項営業費用1目処理場費は、大沼下水浄化センターの維持管理に係る経費で8,372万3,000円、前年度と比較して398万9,000円の減でございます。主な内訳は浄化センター管理業務委託料、設備修繕工事などとなっております。

次に、2目管渠費は污水管渠、マンホールポンプなどの維持管理に係る経費で1,248万2,000円、前年度と比較して220万1,000円で増でございます。主な内訳はマンホールポンプ維持管理業務委託料、設備修繕工事動力費などとなっております。

次に、下水62ページの3目流域下水道管理費は、函館湾浄化センターの維持管理などに係る負担金で9,779万4,000円、前年度と比較して591万7,000円の増でございます。4目業務費は下水道使用料の検針や賦課収納に係る経

費で1,644万5,000円、前年度と比較して225万5,000円の増でございます。主な内訳は検針等の委託料、口座振替の手数料、料金システム等の利用手数料となっております。5目総経費は、下水道事業の全般に係る経費で197万9,000円、前年度と比較して122万2,000円の減でございます。主な内訳は経営審議会の議員報酬、旅費、光熱費などの経費を計上しております。

次に、下水64ページの6目の職員給与費は、下水道事業4名の人件費で2,519万1,000円、前年度と比較して427万9,000円の減となっております。7目減価償却費は有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費4億898万6,000円で前年度と同額となっております。8目資産減納費は固定資産除却費で10万円、前年度と比較して9万7,000円の増となっております。

2項営業外費用費用1目支払利息及び費用取扱諸費は、費用債利息と一時借入金の利息支払いのための借入金利息で3,816万3,000円、前年度と比較して859万5,000円の減でございます。

次に、下水65ページの2目雑支出は、その他雑支出1,003万9,000円で、前年度と比較して698万2,000円の増でございます。3目消費税及び町消費税は、消費税及び町消費税納付金で2,544万8,000円、前年度と比較して658万1,000円の増でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、過年度水道料金還付金として20万円、前年度と比較して2,000円の増でございます。

4項1目予備費は60万円で、前年度と同額となっております。

続きまして、収益的収入でございますが、下水59ページを御覧願います。

1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料は、下水道使用料で4億803万4,000円、前年度と比較して663万4,000円の増でございます。2目汚水処理負担金は、汚水処理費一般会計負担金で636万9,000円、前年度と比較して267万円の減でございます。3目

その他営業収益は、雑収益56万1,000円で前年度同額となっております。

2項営業外収益1目受取利息及び配当金は、預金利息で1,000円で前年度と同額となっております。2目補助金は国庫補助金、道補助金、他会計補助金で5,398万6,000円、前年度と比較して2,491万円の減でございます。3目負担金は他会計負担金で4,877万4,000円、前年度と比較して280万1,000円の増でございます。

下水60ページの4目長期前受金戻し入れは、受動財産評価額補助金負担金、その他長期前受金で2億750万3,000円で、前年度と比較して248万6,000円の増となっております。

5目雑収益は下水不要品売払収入及び雑支出で1,007万2,000円、前年度と比較して705万9,000円の増でございます。

続きまして、資本的支出でございますが、下水の68ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費1目処理場建設費は1,200万円で、前年度と比較して4,200万円の減となっております。主なものは委託料で浄化センター設備更新実施設計委託料、施設改良費で浄化センター設備更新工事となっております。

2目管渠整備費は、汚水升新設工事で470万5,000円、前年度と比較して3,371万7,000円の減となっております。3目流域下水道事業費は、流域下水道整備事業負担金で1,714万5,000円、前年度と比較して329万6,000円の減となっております。4目資産取得費は処理場水質試験用備品購入費で55万9,000円で55万9,000円で、前年度と比較して172万2,000円の減となっております。

2項1目企業債償還金は、企業債元金償還金で3億3,719万1,000円、前年度と比較して3,766万5,000円の減となっております。

下水69ページの3項1目予備費は140万円で、前年度と同額となっております

続きまして、下水66ページにお戻りいただき資本的収入となります。

1款資本的収入1項企業債1目下水道使用料債

は、浄化センター設備更新事業債のほか2件で4,300万円、前年度と比較して4,060万円の減となっております。

2項出資金1目他会計出資金は一般会計出資金で1億2,930万8,000円、前年度と比較して2,093万9,000円の減となっております。

3項補助金1目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で640万円、前年度と比較して4,035万円の減となっております。2目他会計補助金は建設改良費と繰入金で498万円、前年度と比較して323万9,000円の減となっております。

下水67ページの4項負担金等1目受益者負担金等は、公共下水道受益者負担金で82万8,000円、前年度と比較して4万4,000円の増となっております。

なお、下水39ページから58ページまでは、下水道事業会計に関する説明書で、下水道事業会計予定実施計画書、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び令和4年度、令和3年度の予定損益計算書、貸借対照表となっております。

議案7号令和4年度七飯町下水道事業会計予算の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

平松議員。

○3番（平松俊一） 下水処理場関係の質問をさせていただきます。

下水の40ページ、ここで営業費用の中に処理場費というのが8,300何がし計上されております。その次のページには資本的支出の中に建設改良費というところの1番が処理場建設費と1,200万計上されております。

説明を見ますと、処理場費というのは維持管理に、要するに運転に関わる費用という説明に取れるのですが、それで間違いはないのかと。

それから処理場建設費、建設費と書いていますが、この1,200万の内訳を見ますと、浄化センターの設備の更新に係る実施設計の委託

料、それから浄化センター設備の更新工事と。お聞きしたいのはいずれも設備のことだと思うのですが、あの建屋自体はどこが管理されているのかということをもまず1点お聞きします。

それと下水の52ページ、ここに注記というのがあります。この1の②主な耐用年数というのが書かれています。建物に関しては8年間から50年。あの大沼の処理場というのはもう45年、何年間にもわたって造っていましたから、最初に造った建物はメッキ棟か何かだったと思うのですが、それがそろそろ50年近くなるのではないかなと思うのですが、町でつくっています長寿命化計画、こういったものにあの建物というのは該当しているのか、もしくは公共施設総合管理計画、この中にこの処理場の建屋が入っているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。誰が管理しているのか、それから、その建物の町の資産としての管理、こういうものの計画というのがきちんとあるのかどうか、この点についての御説明をお願いします。

○副議長（青山金助） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず、施設の維持管理につきましては、北海道クボタ環境サービス株式会社、こちらに委託をしているところでございます。また、建物及び設備の更新計画というものについても、町の総合計画にも入っておりますが、うちのほうでは個別計画としてストックマネジメント計画、いわゆる長寿命化計画のようなものを策定して、それにより補助事業社会資本整備総合交付金の補助をいただきながら、更新等を進めているところでございます。

以上であります。

○副議長（青山金助） 平松議員。

○3番（平松俊一） 設備の更新に関することは、処理場建設費という1,200万の予算でやるということですか。処理場費は本年度はその8,300万何がしのこの費用は運転に関する費用ですから、建物のその更新に関する例えば委託設計とか、そういうのはこの予算書には入っていないくて、本庁のほうのどこかに入っているとい

う御説明でよろしいのですか。もう、そろそろ建替の計画を立てなくては駄目な時期だというふう思うので聞いているのですけれども、その点ちょっとお願いします。

○副議長（青山金助） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） 議員がおっしゃるとおり、最初の8,000何百万というところには、あくまでも維持管理に関する経費しか入っておりません。その建物更新等に係るものというのは一切、入っていないということで御理解願います。

建物の更新等の検討につきましては、ちょっと今回政策予算ということで、実は内々ではそろそろ耐震化の計画だとか、全部が全部ではないのですけれども、一部耐震化の計画等もちょっと検討していかなければならないということで、それはちょっと今回、政策負担ということで入っておりますが、いずれまた新体制になりましたら、そこら辺も新しい支部長とも相談していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願います。

○副議長（青山金助） ほかに、質疑を許します。

若山議員。

○15番（若山雅行） 何点か、ばらばらと飛んでいるのですけれども要領よく説明いただければと思います。

まず、下水の39ページで収入の部の営業外収益に補助金5,398万6,000円と載っていて、その備考に北海道からの補助金と一般会計からの補助金という説明があるのですけれども、これの金額の内訳が分かれば教えていただきたいと思えます。一般会計からどのくらいあれているのかなというのが知りたいというのが一つです。

それと、ここで上がっている営業収益、下水道使用料4億803万4,000円ですか。これについては、条例改正で値上げした分が反映しているのか、その前の数字なのか、そのところをちょっと確認させてください。

それと、先ほどのその補助金の関係でいくと、一般会計で下水道事業会計繰出金ということで2億4,000万上がっているのですけれども、こ

れはどこにその数字が反映しているのか、ちょっと見方が分からないので、こことここですよということでも教えてもらえればと思います。

それと、下水49ページのところで、無形固定資産として、流域下水道施設利用権と大きな金額が載っているのですけれども、これは本当に価値のあるものなのかどうかというか、その辺はどう考えるのか会計上、資産としてこうして何年かにわたって償却するものなのか、その辺の考え方をちょっと教えてほしいのと、その先ほどちょっと出てきた注記、下水52ページのところの無形固定資産の償却ということで、流域下水道施設利用権が23年ということで上がっていて、事業開始から平成18年度資産までは45年とかになっていて、これはいろいろたくさんあって何年のものもあるしとか固まり一つではなくて、その建物が複数あるようにこの利用権も幾つか分かれていて、それぞれ償却をしていくというようなものなのかどうなのか、そここのところの説明なのですがその利用権なものですから、そこをちょっと教えていただければと思います。

とりあえず以上、お願いします。

○副議長（青山金助） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、御質問にお答えしていきたいと思います。

まず、最初1点目の補助金なのですけれども、予算書の下水59ページをお開き願いたいと思います。

こちらの下の方に2目補助金というのがあるのですが、そのうち補助金の内訳が1、国庫補助金と道補助金、その下の他会計補助金の5,056万9,000円、これが一般会計からの繰入分ということになります。

次に、一般会計からの繰入金の内訳ということでございますけれども、この同じく59ページのまず最初に汚水処理一般会計負担金、これが636万9,000円、次に2項の先ほど営業外収益の2目3節の一般会計繰入金が5,569万円、次にその下の3目負担金の他会計負担金が4,877万4,000円、次に資本的収入の計上いたしましては66ページになります。こちらの中段にあります、2項出資金1目他会計出資金、こ

らが1億2,930万8,000円、それと一番下の他会計補助金、これが498万円をこれを合計しますと2億4,000万円になるということで、御理解のほどよろしく願いいたします。

料金収入につきましては、この予算書策定時点では議決をいただいておりますので、改定分の予算は今の段階では反映していないということで、御理解のほどよろしく願いいたします。

あと、流域下水道の減価償却ということで御質問いただいておりますが、これは函館湾流域下水道、道の施設、北海道でやっている施設で、一部事務組合が運営している施設でございますけれども、こちらに対してうちの浄化センターと同じように、更新とか最初の当初の建設費も含めて、その後の更新などに負担金をうちのほうで、それぞれ市町村の割合で支払っているものに対する減価償却でございます。

資産としては、うちの資産としては持っていませんけれども、その2市1町でその設備を更新しているものに対して負担金を払っているものの減価償却ということになりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） すみません、きちんとその内訳が載っているということを見落として、何かちょっと見つけられなかったというか。

そうすると、営業収益については若干、後半というか10月以降増えていくという、そのもう一回修正があるだろうということなのですけれども、2億4,000万その繰出金があっても結局、資本の部に入っているものと、費用の分に入っているものがあるが、何か2億幾らの赤字なので2億幾ら出しているみたいな、そういう印象があったので聞いているのですけれども、資本に入るものは、これは資産として残るものなので、ちょっと費用関係でいくとどこでいうと、5,000万だけなのかなという感じなのですけれども、資本の部への補助については、これは資産として残るものなので、費用関係ではなくて資産として計上されるものだというので考えてよろしいのかどうかということ。先ほど言った流域

下水道施設利用権については、これは最後ゼロまで償却するような感じなのですか。10%残るといふか、何かそういうようなものなのかどうかというところで教えてください。

○副議長（青山金助） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） まず、一般会計より資本のほうに入る繰入金ということでございますけれども、こちらのほうは、ほとんど企業債の元金償還に係る経費として受け取りますので、こちらは資産として残るといふことではないということでお答えします。

それと、流域下水道の負担金の部分の減価償却ということでございますけれども、こちらも残存価格は残るといふことで設定しております。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） そうすると、僕の理解がちょっと足りなかったということなのですが、要は過去の借りた債権、借入金があつて、それを返済する資金が手元にないので、一般会計から出してもらつて、そこから返済を回しているという、そういう考え方というふうに捉えていいのかわかっています。そこを最後なのでお願いします。

○副議長（青山金助） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） この元金償還に対する繰入でございますけれども、手元に資金がないという部分もありますけれども、一応、国のほうで地方公益用の繰入金についてということで毎年、通知通達が出ているところなのですが、そのほうにもある程度の元金の償還等に対しては、一般会計から繰り入れなさいというものが出ておまして、それに基づいている部分と、どうしても資金的に足りない部分で繰り入れている部分というのがあるということで、御理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（青山金助） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第7号令和4年度七飯町下水道事業会計予算を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時43分 再開

○副議長（青山金助） 休憩前に引き続き、再開いたします。

本日、休憩中に議会運営委員会を開き、議事日程について協議いたしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

川上委員長。

○16番（川上弘一） ただいま、休憩中に議会運営委員会を開きまして、議事日程について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。

本日、予定しておりました議案審議が円滑に進んでおりますので、3月9日の明日の日程で予定されております、報告第1号令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について、議案第28号令和4年度七飯町一般会計補正予算（第1号）、発議案第1号七飯町議会の基本条例の一部改正について、発議案第2号七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、発議案第3号令和4年度の米政策に関する意見書、発議案第4号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書、発議案第5号介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書、発議案第6号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議、閉会中の継続調査の申出について、閉会中の委員会活動の承認について、以上の日程をお手元に配付した議事日程のとおり、本日の日程に追加したいと思います。

なお、本定例会に附議された残りの案件は、本日7日目であり、3月8日で審議することになり、当初の会期は3月9日までの8日間でありましたが、全ての審議が終了した場合、会期を繰り上げて、本日までの7日間に変更いたしたいと思います。

議員各位及び説明委員の方々に、さらなる御協力と御理解をお願いいたしたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○副議長（青山金助） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会から報告があったとおり、報告第1号令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について、議案第28号令和4年度七飯町一般会計補正予算（第1号）、発議案第1号七飯町議会の基本条例の一部改正について、発議案第2号七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、発議案第3号令和4年度の米政策に関する意見書、発議案第4号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書、発議案第5号介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種拡大を求める意見書、発議案第6号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議、閉会中の継続調査の申出について、閉会中の委員会活動の承認について、以上を日程に追加し追加日程第1から第10までとして、それぞれ議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号、議案第28号、発議案第1号から発議案第6号、閉会中の継続審査の申出について、閉会中の委員会活動の承認について、以上を日程に追加し、追加日程第1から第10までとして、それぞれ議題とすることに決定いたしました。

追加日程1

報告第1号 令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算

の提出について

○副議長（青山金助） 追加日程第1 報告第1号令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

○副議長（青山金助） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、報告第1号令和4年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

なお、この事業計画及び予算につきましては、本年2月7日に理事会が書面開催され、承認されたものでございます。

2ページの理事会議案第2号（令和4年度事業計画について）でございます。3ページから5ページの令和4年度事業計画を御覧ください。

表の左側の列にあるとおり、大きく分けて七つの定款上の事業を計画しているところでございます。

1、国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育成。

2、国際交流を促進するための各種行事研修及び人物交流等の実施。

3、地域の国産交流団体との連携、協力及び活動の振興。

4、大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報、宣伝活動及び学会・研修会等の誘致。

5、大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の受託、その他委託を受けて行う事業。

6、自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施に並びに推進。

7、その他この法人の目的を達成するために必要な事業でございます。

いまだ続くコロナ禍において、各種事業の開催方法の検討、感染防止対策を徹底しながら、地域における国際化及び国際理解を推進し、その体制を整えるためにも英会話講座など、従来からの事業の継続とともに地域国際理解事業の充実にも努

めてまいります。

また、施設のPRとして企業等への利用誘致や大沼観光、各種体験等と一体利用の提案なども行うほか、遠方からの集客を図る芸術分野の事業を引き続き実施しながら、施設の有効活用を図ってまいります。

さらに利用者にとって身近で入りやすい施設となるよう努めるとともに、周知と利用促進を行ってまいります。

このほか森林公園内の観察台、森のテラスや遊歩道を活用し、四季を通じた植物や野鳥の観察、自然環境に関する学習についても充実させるとともに、公園の魅力を活かしたデイキャンプ事業などで、さらなる利用促進を図ってまいります。詳細は各項目の中央列、医業計画及び右側の列、事業内容の欄を御覧いただきたいと思います。

次に、6ページの理事会議案第3号令和4年度予算についてでございます。7ページの収支予算書総括表を御覧いただきたいと思います。

令和4年度予算の総額は、収入支出とともに4,360万8,000円となっております。詳細については8ページ以降の収支予算書で説明いたします。

収入の部、①基本財産運用収入でございますが、前年度と同額の443万3,000円を見込んでおります。内訳は備考欄のとおりでございます。

次に、②会費収入でございますが、前年度と同額の198万円を見込んでおります。内訳は備考欄のとおりでございます。

次に、③自主事業収入でございますが、前年度に比べ57万5,000円増の309万9,000円で、これは、主にコロナ禍により前年度は行えなかった施設利用促進事業の再開を見込んでいるものでございます。

次に、④施設管理受託事業収入は、前年度と同額の3,157万1,000円でございます。これは、七飯町からの指定管理料でございます。

次に、⑤施設運用事業収入は、前年度と同額の77万円でございます。

次に、⑥基本財産収入として1,000円、⑦雑収入は10万円、前期繰越収支差額につきまし

ては165万4,000円の予算としております。

そして、収入合計(B)でございますが、前年度に比べ149万9,000円増の4,360万8,000円でございます。

次に、9ページ支出の部でございます。

①自主事業費支出は、介護費から雑費まで各種講座や事業に係る費用で309万8,000円、前年度に比べ57万5,000円の増額で、コロナ禍により昨年に行えなかった芸術分野事業などの再開によるものが増額の要因でございます。

次に10ページ、②施設管理受託事業支出は給料手当から雑費まで、職員人件費と施設の維持管理費等で3,602万円、前年度に比べ100万2,000円の増額で、人件費のベースアップ分、施設修繕料、燃料の高騰等の影響により除雪委託料によるものでございます。

次に、③管理費でございますが、管理費から雑費まで財団の運営に要する費用で345万5,000円、前年度に比べ19万2,000円の増額でございます。

次に、④基金等積立金1,000円、⑤退職給与引当金支出68万4,000円、予備費35万円で支出合計(C)が4,360万8,000円でございます。

当財団は平成18年度から、これまでセミナーハウスをよび森林公園の指定管理を継続して受託しており、国際化の理解と観光振興にむけて、より一層の創意工夫により、さらなる活用と活性化に向け進めております。

町といたしましても、財団が南北海道における国際交流の牽引役、セミナーハウスが国際交流の拠点施設として大いに力を発揮するよう側面から支援し、国際交流事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、令和4年度事業計画及び予算についての御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長(青山金助) これより、質疑を許します。

若山議員。

○15番(若山雅行) 個別に、ここについて質問とかということではなくて、この事業全体についてちょっとお考え伺いたいということで、御理解願います。

事業計画とか見て、いろいろ関係者というか努力されているとか、すごい頑張っているなどというのは毎回この決算書がこの時期出て来て感じます。だけれども、町から指定管理料として3,157万1,000円が出されて、この北海道大沼国際交流協会という大きな名前背負っている事業として果たしてこれでいいのかどうか、もっと何かすべきなのかあるいは、もうこれ以上の展開は無理なのかどうか、そこのところで何か町の考えとか、今の説明でいくと十分交流として機能しているし、十分やっていますねというような評価のようなのですけれども、果たしてこのまま継続とか、軽々なことは言えないと思うのですけれども、このままのこのような事業を毎年、少しずつやっていくだけでいいのかどうか、そこのところのお考えをお聞かせ願えればと思うのですけれども。

○副議長(青山金助) 政策推進課長。

○政策推進課長(中村雄司) それでは、事業等について回答させていただきたいと思えます。

これまでも英語の講座ですとか、町内の方々をターゲットにした、いろいろな事業等をこれまでも行ってきたところでございますが、ただ最近の状況で言いますと、コロナの中でなかなかイベント等も開催できなくて、集客も大分苦慮しているところでございます。

現在今、考えているのはこれまでの事業を、ただやるということだけでは、新しい今の時代にはついていけないというところもあって、最近で言いますと、例えばデイキャンプだとか、そういった需要もありますので、そういった部分をもう少ししてこ入れと言いますか、力を入れていくようなものになるのではないかなと思ってございます。

そういった少し変わったことをやることによって、地域の方々も大沼国際セミナーハウスのほうに足を運んでいただけるような施設にもなろうかと思えますし、もっと言うと広く使われるような、遠方からでも来られるようなイベント活動と

いったものを、充実させていくことによって、施設のPR等を含めて集客をさせていただければ、少しでも実施事業することによって、指定管理業の圧縮等も考えられますので、引き続き事業の展開ということを充実していきたいなと思ってございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長(青山金助) 若山議員。

○15番(若山雅行) コロナ禍なので今、このぐらいの計画であれだけれども、もっとということのようなのですけれども、コロナ禍が終わっても何か大きな展開はなかなかできないような感じがあって、当初いろいろ聞いたのは外のほうに出て、呼び込むようなそういういろんな働きかけするというようなことがあって、その反応がどうかということをちょっと質問したりさせてもらっていたのですけれども、コロナ禍が終わったら、もう少し、しっかり事業展開できるというふうに考えているということではよろしいのでしょうか。

○副議長(青山金助) 政策推進課長。

○政策推進課長(中村雄司) 回答させていただきます。

コロナの前というのは、やはり東京だとかのほうまでも行ってPRだとかはしていたというのがありまして、今現在、なかなかそういった部分を充実することができないというのがございます。落ち着けばそういった部分も活動としては、強くてできることになろうかと思えますので、そういった部分含めて、ここだけのエリアだけの話ではなくて、関東地区にも出向いてPR活動をして、誘客と言いますか、お客さんが足を運ぶような環境整備というのは、引き続き実施していく必要があると思ってございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長(青山金助) ほかに、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 質疑を終わります。

以上で本件は、報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

午前12時00分 休憩

午前13時00分 再開

○副議長（青山金助） 休憩前に引き続き、再開いたします。

追加日程第2

議案第28号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第1号）

○副議長（青山金助） 追加日程第2 議案第28号令和4年度七飯町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第28号令和4年度七飯町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、令和3年12月に国会で成立した国の補正予算により追加交付される、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用して、令和4年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を進めるため昨日、令和4年度の一般会計当初予算について議決をいただきましたが、この当初予算に対象事業を加える補正予算となります。

また、これまで歳出において各事業の補正額の財源内訳として、この臨時交付金を特定財源として、国・道支出金に財源充当を行われていることを表示しておりましたが、令和3年6月9日付の総務省からの通知により、地方財政状況調査、いわゆる決算統計において、この交付金の扱いを臨時的な一般財源として取り扱う旨の指示を受けていることから、令和4年度より特定財源ではあるものの財源充当をしない、一般財源として計上しておりますので、この点についてあらかじめ御理解願います。

それでは、一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,037万7,000円を追加し、総

額を歳入歳出それぞれ110億1,037万7,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

初めに、2款総務費1項5目財産管理費は、庁舎管理費（臨時交付金事業）として、役場庁舎等公共施設の感染症拡大防止対策に必要な消耗品及び備品の購入で、事業費は抗原検査用の簡易検査キット及び消毒用防護服の購入として感染症対策消耗品費に22万円を追加。備品購入費は、消毒用噴霧器及びペダル式アルコール噴霧器の購入として、感染症対策備品購入費に45万円1,000円を追加し、事業合計で67万1,000円を追加。

7目企画費は、交通対策事業費（臨時交付金事業）として、感染症の影響により疲弊する町内観光関係事業者の経営改善のため、町内バス・タクシー事業所及び函館バス株式会社が所有する車両に、町内への観光誘客促進に向けたステッカーを掲示するもので、事業費はバス及びタクシー用のステッカー200枚分の印刷費として、誘客促進ステッカー印刷製本費に61万4,000円を追加。役務費は、バス及びタクシー172台分に令和4年5月から令和5年3月までの11か月間、ステッカーを車内に掲示するため、誘客促進ステッカー広告料416万3,000円を追加し、事業合計で477万7,000円を追加。

次に、3款民生費2項1目児童福祉総務費は、児童福祉総務費臨時交付金事業として、町立の保育所、学童保育施設及び民間保育施設における感染症対策事業で、事業費はマスク等の購入として、保育所等感染症対策消耗品費に67万円を追加。備品購入費は、換気機能付冷房機の導入として、保育所等感染症対策環境改善機器購入費に1,657万円を追加。負担金補助及び交付金は民間保育施設及び学童保育施設における感染症対策消耗品等の購入費用を助成するため、保育施設等感染症対策助成金に330万円を追加し、事業合計で2,054万円を追加。

次に、4款衛生費2項1目清掃総務費は、廃棄物対策費臨時交付金事業として、コロナ禍による

影響で家庭ゴミの排出量が増え、従来のゴミステーション数ではゴミの受入れに余裕がないことから、廃棄物対策事業備品購入費に300万円を追加。

次に、7款商工費1項1目商工費は、商工業経営安定資金融資の保証料補給金及び利子補給金について臨時交付金の対象事業となることから、事業予算の組替及び利子補給の拡充で、商工業経営安定支援事業費は負担金補助及び交付金で、商工業経営安定資金融資保証料補給金、商工業経営安定資金融資利子補給金合わせて174万6,000円の減額、商工業経営安全資金支援事業費臨時交付金事業は負担金補助及び交付金で、9ページに移りまして、商工業経営安全資金融資保証料補給金は、前のページで減額した分と同額の99万円を追加、商工業経営安定資金融資利子補給金は、令和4年度に限り利子の全額を補給対象とするため、150万円を追加し事業合計で249万円を追加。

次に、2目観光費は、観光誘客促進事業臨時交付金事業として、感染症拡大の影響により減少している町内への観光客の誘客を促進するため、負担金補助及び交付金で、個人旅行者が町内宿泊施設を利用した際に、その宿泊料の最大半額、これの上限額を1万円として割り引いた額を、宿泊施設へ補助するため、個人旅行誘客促進補助金に1,537万8,000円の追加。団体旅行の誘客については、町内の宿泊施設を利用し、かつ町内の飲食店または体験観光施設、もしくは町内に事業所を有する貸切バスを利用する商品を旅行会社が扱い、その旅行会社の割引料に対して助成するもので、団体旅行誘客促進助成金に1,080万円を追加し、事業合計で2,617万8,000円を追加。

次に、10款教育費4項36目社会教育施設振興費は、社会教育施設管理費臨時交付金事業として、社会教育施設における感染所言う対策として必要な環境整備を行うため、事業費で図書室用の感染対策として社会教育施設感染症対策消耗品費に14万円を追加、備品購入費で換気用扇風機等の購入として、社会教育施設感染症対策備品購入費187万2,000円を追加し、事業合計で2

01万2,000円を追加。

次に、13款職員費1項1目職員給与費は、会計年度任用職員給与費臨時交付金事業として、感染症の影響による失職者を対象に、緊急雇用対策として、会計年度任用職員5名採用するため、報酬で会計年度任用職員報酬に914万6,000円を追加。職員手当等で会計年度任用職員期末手当に115万1,000円を追加。共済費で会計年度任用職員共済組合負担金から雇用保険料まで合わせて172万6,000円を追加。旅費で会計年度任用職員費用弁償通勤手当分として43万2,000円を追加し、事業合計で1,245万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、5ページの歳入にお戻り願います。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、総務管理費補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金令和3年度国補正分7,212万3,000円を追加。

19款繰越金1項1目繰越金は前年度繰越金として、このたびの補正用の収支調整分として174万6,000円を減額するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

田村議員。

○5番（田村敏郎） 何点か教えていただきたいと思えます。

まず企画費、8ページですけれども、誘客のステッカーのこの部分、前回もやったと思うのですが、効果がどのくらいあったのか。前回やったときのねらいとあわせて、効果がどのくらいあったか、または今回のねらいというのは、そしてまた近郊なのか、あるいは札幌だとか、そういう東京だとか、そういうほうまで考えているのかどうかちょっとそこをお聞かせ願いたい。

それから、10ページの個人旅行の誘客促進、これについて現在、まん延防止の部分が北海道に出ているということで、この事業については前回も途中でなかなか厳しいということで、減額した経緯があるのですけれども、これは何人対象にし

て期間はいつからいつまでなのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、職員給与費、これの会計年度任用職員の部分ですけれども、これ何名が対象になるのかちょっと教えていただいて、それから期間ですね。この部分をお願いいたします。

○副議長（青山金助） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、交通利用者交通対策事業費の臨時交付金事業で、ステッカーの印刷とステッカー広告についての、まず御質問がありましたのでお答えさせていただきますと思います。

まず、令和3年度にもこの事業を実施してございまして、その効果というところでございますが、まず令和3年度もコロナの状況というのは、なかなかそうは改善されなくて、大沼地区に誘客をするというところが大きな目的でございました。そういった意味では、直接的な誘客というまでの効果というのは、なかなか難しいところではございましたが、交通事業所のバスですとかタクシーを利用されている方々の目につくところで毎日、御覧になるということもあって、大沼を再認識していただくとか、また落ち着いたときには、もう一度大沼のほうに足を運んでいきたいというような思いにはなったのではないかとこのように思っております。

また、2点目のねらいでございますが、今回この事業につきましては、令和3年度も同様でございますが、交通事業所の支援というところがまず1点と、もう一つが観光誘客という二つの目的でやっているところでございます。

3点目のこのステッカーの掲載のエリアでございますけれども、東京とか道外とかということではなくて、渡島管内を走るバスの函バスが運行していますので、そちらのほうに100台。あとは町内の交通事業所が使用されている車に貼るということですので、渡島管内が対象になっているところでございます。

以上です。

○副議長（青山金助） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 私のほうから一般の10ページの観光誘客促進事業の個人旅行、誘

客促進助成金についての御質問に御答弁をさせていただきます。

こちら個人旅行誘客促進補助金につきましては、令和3年度にも実施をしてございまして、現に先般の議会提案で補正予算といたしまして予算額を整理させていただいたところでございます。今回のこの個人旅行誘客促進補助金につきましては、その実績を参考といたしまして、1泊1名7,000円と想定しまして、これの1,800人分の予算を計上させていただいております。これが1,537万8,000円です。

この事業につきましては、七飯・大沼国際観光コンベンション協会が実施主体となる補助事業という形で予定をしてございまして、現にこの実施につきましては現在、北海道においては、まん延防止措置の適用がなされている状態でもありまして、実施時期についてはまだ、はっきりとお答えすることできませんが、この予算の範囲内で実施していくということで、御理解をお願いいたします。

なお、令和3年度の執行状況ですが、概ね1,760泊以上の実績をいたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 会計年度任用職員の緊急雇用につきましては、令和3年度に引き続き実施するもので、人数については5名、期間については1年間、4月1日から翌年の3月31日までの期間で一応、考えております。

以上です。

○副議長（青山金助） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） ステッカーの関係ですけれども、近隣だとか町内だとかということですが、七飯町の公用車にステッカーを作るという考えがあるのかどうか、まずそこら辺のねらいだとか効果だとかを今説明を聞いていて当然、足下にも積極的に貼っていくというような考えがあるかどうか。

○副議長（青山金助） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 今、ただいまの公用車のほうに貼れるのではないかとこのことで

ざいます。想定の中ではしておりませんでした
が、今お話を聞いた中で、それも地域の方に大沼
を愛していただくとか一度、大沼だとか観光に
一つ足を運ぶというきっかけづくりになるかもし
れませんが、そういった部分は前向きに検討
させていただければなと思ってございます。

以上です。

○副議長（青山金助） ほかに質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） こういうふうには観光客の誘
客促進ということで、確かに効果的なものかなと
思うのですが、例えばこういう企画ををす
る段階で、私個人では地元の人たちが動きまわ
るような、例えばその交通系みんなに5,000
円ずつお金を入れて、函館の人も七飯の人も動き
やすくだとか、ほかから呼ぶというのも確かに効
果がありそうなのですが、地元に住んでい
る人たちに動きまわってもらって、お金を使っ
てもらうというそういう発想、検討事項の中に含ま
れなかったのかどうか、そこをちょっとお尋ねし
たいと思います。

○副議長（青山金助） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 私のほうから、主
に観光の分野になりますけれども、今御質問に
あったとおり、まさにそのとおりでございまし
て、遠方からばかりのお客様に対応するだけでは
なくて、より身近にいらっしゃる方にアプローチ
していくというのは、非常に大切なお話でござい
まして、現に観光団体等のそういったやり方を検
討できないかという意見も出ていたところなので、
今後、何らかの形でそういった手法を取り入
れた事業というものも、想定されるところでござ
います。

この当初予算の審議をいただいた際に、このた
び国庫予算でしたが、観光事業のPRにケーブル
テレビ等の中にCMを出しますというお話をさせ
ていただきました。まさにこの近郊のお客様に、
ぜひ七飯町に、訪れていただきたいという意図も
ございますので、今後そういった政策に結びつく
可能性もあることを御答弁させていただきます。

以上でございます。

○副議長（青山金助） ほかに。

上野議員。

○5番（上野武彦） それでは、商工業安定支援
事業ということで、ここでは1,746万の減
と、それと合わせまして臨時交付金事業で174
万6,000円ですね。249万の増という事業
が計画されております。

これについて、商工業安定支援事業というの
は、七飯町でこれまで実施してきているというこ
とだと思うのですが、これは町内の事業者にどれ
ほど行き渡っているのか、ここで174万6,0
00円の減という事業費を組んだということで、
それはどういう状況の中で発生したのかというの
が一つと、それから町内の事業者はこの事業がど
のような内容で行われて、現状どのぐらい行き
渡っているのかというようなこととあわせまし
て、今回の249万というのは、事業としてどう
なのかという点について伺いたいと思います。

○副議長（青山金助） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、こちらの商
工業経営安定資金の支援事業費について御答弁さ
せていただきたいと思います。

まず、減額にさせていただいたこの事業費につ
きましては冒頭、提案説明にございましたとお
り、当初予算で通常分で予算を組んでいたところ
が、今回の地方創生臨時交付金の対象事業になる
ということになりましたことから、当初予算に計
上していた通常分をその臨時交付金事業として改
めて組み直すという形であります。

そして先般、議決をいただきました利子補給の
部分で新年度用につきましても、全額を対象とし
たいということで、その分を増額として計上した
ということでございます。

それから、商工業安定資金の融資制度につきま
しては、七飯町だけではなく七飯町商工会が基
本的な窓口となって、受付事務を行ってございま
す。また、町内の三金融機関につきましても同様
に同制度を御案内差し上げて、非常に有利な融資
制度となっておりますので、広く利用をしてい
ただいているところでございます。

例えば令和3年度の現在の実績につきましても
既に34件の利用がありますので、こういった利
用が進んでいくのではないかと思いますので、こ

の度の補正をさせていただいたということです。概ね利子補給につきましては、その時期によって若干の前後ありますけれども、毎回50から60件に対して利子補給を行っております。融資金額につきましては予算上できませんので、当初予算のほうのほうに出しています貸付金を厳守として、各金融機関が上限までの間で融資を行うというスタイルになってございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○副議長（青山金助） ほかに。

若山議員

○15番（若山議員） 何点か確認させてください。

まず特定財源の新型コロナウイルス感染症対応地方創世臨時交付金の性格というか、全体像についてお聞きいたします。今回、7,212万3,000円ということですが、トータルで幾ら交付されているものなのかというようなことと、これ3年度の事業としてやろうと思えばできたのかではないかなと思うのですけれども、4年度の補正第1号というような形にしているその理由、そこをちょっと説明をお願いしたいなと思います。

それと、同僚議員からも質問が出ていました一般の8ページのところのステッカーですが、これは令和3年度もやった事業だということなのですか、同じものを作るということではよろしいかどうか。そのステッカーの大きさだとか、そのキャッチコピーはどのような内容だったのか、もし分かれば作る種類は何種類も作るのか1種類だけなのか、そこを教えてくださいたいのと、広告料として11カ月掲示するということなのですか、同じものを11カ月継続するのか、春夏秋冬とかそれぞれに応じてそのバージョンを変えるものなのかどうか、その辺のところをどのように考えているのか教えてくださいたいなと思います。

それと、物品購入費のところの廃棄物対策事業備品購入費300万と上がっています。これは情報提供の議員全員が協議会のときにも、ちょっと質問があったのですけれども、想定している単価がちょっと高いのではないかなというお話があり

まして、これについては入札相對の事業になるわけですか。入札の事業になるわけですか。そこを教えてください。

以上です。

○副議長（青山金助） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） まず、前段に地方創世の臨時交付金のお話ございましたので、それにつきまして回答させていただきます。

まず、この今回の歳入について7,212万3,000円ということで、交付金を歳入してございますが、もともとは12月に国会のほうで決められ、上限額が七飯町のほうに示されているのが1億9,989万6000円でございます。そして、経緯としましては令和3年度の第15補正といたしまして995万円、まず充てさせていただきましたというようなものが3月まで実施すべき事業ということで整理をさせていただきました。

今回、令和4年度のまず最初の補正としまして7,212万3,000円でございますが、これは4月移行に執行していくという見込みのものでございます。この部分につきましてもっと早く予算を計上して、令和3年度にできたのではないかなというような御質問かと思いますが、やはり事業の性質上、4月以降でなければ執行できないようなものもございますので、そういった部分で言いますと、令和4年度の予算に計上させていただいたのは今回の予算というところでございます。

もっと言うと、令和3年度に早く組んで繰越かかというようなことも技術的には考えられるのかも知れませんが、あくまでもその時点では、新年度予算で4月以降の部分について今回、計上させていただいた内容でございます。

続いて、2点目の交通対策事業費に関する補正の関係でございますが、まずステッカーの関係でございます。サイズにつきましては若干、昨年やったときの実績を踏まえた中で、ちょっと小さいというのがあって、一回り大きくしたいと思っております。同じものを作るのかということでございますが、内容につきましては若干変える予定でございます。昨年は大沼の駒ヶ岳と大沼湖をメインにしたものでございますが、あとアプリを使いやすいというような形で載せるようなものでご

ございました。基本的には大沼をPRするという内容には変えるつもりはございません。一応、内容を変えていきたいと思っております。

これをもう一回作り直すという経緯といたしましては、1年間やはりステッカーを貼っていると、夏の暑い時期にフィルムが剥がれてしまうとか劣化があったもので、そういった部分でやはり更新が必要だということで、今回作り直すというところでございます。

内容について、春だとか季節ごとの内容にするのかというような話も当然、内部では検討したのですが、やはり部数を減らすとステッカーの金額が高くなるというのもあって、1種類ということで進めていきたいと思っておりますので、1種類の内容をもってステッカーを作成していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（青山金助） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、御答弁してまいりたいと思います。

ごみステーションのサイズ感の関係だと思うのですけれども、情報提供させていただいたときは、特大サイズで一応試算をしております。今後、町内会のコミュニティ部会とも相談しまして、サイズ感をあらかじめ選定した上で入札によって購入したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 新型コロナウイルス感染症対応地方創世臨時交付金については、そうすると今の金額の全体、議員全員協議会の説明でもありましたけれども、資料ももらっていますけれども、そうすると1億1,782万3,000円がまだ七飯町の臨時交付金事業として使える資金としてあるのだという前提で、よろしいのかどうかということと、先ほどの説明で年度内の事業よりも4月からというのは、もちろん、それは切りがいいのかも知れないのですけれども、今回の事業の中には物品購入資金を交付するとか、そういうものもあるわけですね。そうすると、4月からやるよりも早く3月にもう交付したほうがいいのかと、まとめて何かやるという意味がよく

分からないのですけれども、ものによっては4月からスタートしたほうが切りがいいというのもあるのかもしれない。

だけれども、物品購入費を補助するとか、そういう資金については3月にもう既にやっても良かったのではないかなと思うのですけれども、そここのところの考え方はどうなのでしょう。

それと、ステッカーについては、同じものを1年間貼っているというのはどうなのかなという感じがしないでもないのですけれども、見飽きるとか効果とか、キャッチフレーズみたいなのは何かあるのですか。その写真を貼るだけなのですか。大沼へ来てくださいと書いているのですか。その辺のところを、どのようなものなのか。

いろんな種類を作れば費用は確かにかかるのですけれども、効果が上がらないと意味がないのかなとは思っているのですけれども、そここのところの考え方を一つお願いします。

それと、ごみステーションのものについては、町と相談とか言っているのですが、個数が何かもう決まっているような説明を受けているのですけれども、それでこの金額を上げているのですけれども、大きさとその見積とか何とかで、数とか大丈夫なものなのでしょうか。そここのところをもう一度お願いします。

○副議長（青山金助） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、町創世創世臨時交付金のことについて、答弁させていただきます。

例えば物品の購入なんか早くやれば、早くできたのではないかなというようなお話かと思いますが、物品購入で必要なものでできるだけ早くやらなければならないというようなものに関しましては、この交付金を使わなくても対応が可能ですので、そういった意味では交付金を使わなくてもまだ大丈夫というような中で進めさせていただきました。必要なものにつきましては、12月の段階で補正予算等を計上させていただいたというような内容のものでございます。

あと交通関係の広告の関係でございますが、内容について例えばバスのステッカーで言います

と、外側に見せる内容につきましては、写真だとかというよりも大沼公園へというような文字でPRするような内容としている。そして内側へのお客様に関しては、結構小さいものも確認ができる可能性がありますので、結構細かな情報を載せるというような内容で、広告をやっておりますので、その広告を見るターゲットに合わせた内容を作って行きたいと思っていますところ。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） サイズについては特大サイズで想定して設定しておりましたがけれども、町内会によっては、増設については中型サイズを増設すればいいだとか、いろんなケースがあるかと思っておりますので、その辺はコミュニティ部会のほうとよく相談した上で、発注していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（青山金助） 若山議員。

○15番（若山雅行） 説明があったのかもしれないのですけれども、最初の質問で1億1,782万3,000円は、まだ使えるのですよねということで、それはそれでいいのですよねということで、この1億9,989万6,000円の臨時交付金は、3年度から4年度にまたがって使うものということで町というか町自治体のフリーハンドがあるという考え方でいいのかなどうか。

それと、先ほど例えば3年度の予算で組んだら、3年度にその交付金として受けた事業なんかは、3年度に使ってしまわないいけないというものなのかなということ、早く備品を購入するのであれば、早く配っていつやるかとか、こういう内容のものを資金で交付するという話なので、それを早くやっても別に構わないのではないかなと思うのですけれども、4月まで待って補正としてこうやって上げているというのは、ちょっと事業としてやれるものはどんどん早く前倒してやっていくという、そういう姿勢が必要ではないのかなと思うのですけれども、そこのところはいかがでしょうか。

以上、2点お願いします。

○副議長（青山金助） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） まず、地方創世臨時交付金の話で答弁漏れがありまして、大変申し訳ありません。

追加対策分として1億1,782万3,000円というのが現時点で、まだ措置していない事業費の残となっておりますので、こちらが令和4年で今後、まだ財源として準備をしているものでございますので、今後の事業展開に向けた検討を進めていく必要があると思っております。

そして、若山議員がおっしゃるとおり、備品購入とできるだけ早いものについては、早く発注等を進めたほうがいいのではないのかなというような話でございますが、やはりそういった部分を内部でも検討させていただいた中で、新年度予算の補正にしようということで行った経緯でございます。

ただ、できるだけ早く物品等を購入することによって、町民の方々が安心安全、そういった思いでいられるような事業になるものにつきましては、今後でもできるだけ早い発注ということを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（青山金助） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第28号令和4年度七飯町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3

発議案第1号 七飯町議会基本条例の一部改正について

○副議長（青山金助） 追加日程第3 発議案第

1号七飯町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員

○15番(川上弘一) 発議案第1号七飯町議会基本条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

発議案第1号七飯町議会基本条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会員規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月3日、七飯町議会副議長青山金助様。

提出者、七飯町議会議員川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員長谷川生人議員、平松俊一議員、田村俊郎議員、畑中静一議員、澤出明宏議員、川村主悦議員。

それでは、発議案関係資料の1ページ、七飯町議会基本条例の一部を改正する条例の概要を御覧いただきたいと思います。

1の改正理由でございます。議会活性化特別委員会での議論が契機となり、議会運営委員会において七飯町議会基本条例(平成26年条例第10号)第23条の規定による検討を重ねてきたところでございます。

初めに、現行の前文につきましては、この条例の制定時において、その基本的な考え方を規定したものでございますが、条例制定から約8年が経過したことから、改めて前文の内容を検証した結果、前文を現行よりも簡素で明確なものとする必要があるとの結論となっております。

次に、新たな取組として議長及び副議長の選挙については、その選挙経過を住民に対し分かりやすく、開かれたものとするためにも、議会機能強化の一環として、議長及び副議長の職を志願する議員に対して、所信表明を行う機会を導入することが必要との結論となりました。

これらのことを踏まえ、七飯町議会基本条例の一部改正するため、この条例を提出するものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

1点目に前文の全てを改定いたします。2点目

に議長及び副議長の選挙において、町民に対する議長及び副議長の選挙経過を明らかにするため、所信表明を行うことを規定いたします。3点目に本則が章に区分されているため、題名の次に目次を規定いたします。4点目に前文の全部改定に伴い、略称規定を本則中に規定いたします。

3の施行期日でございますけれども、令和4年4月1日から施行いたします。

ただし、経過措置といたしまして、この条例による改定後の第3条第2項(議長及び副議長の志願者の所信表明)の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙後に行われる議長及び副議長の選挙から適用してまいります。

発議案関係資料2ページから4ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

簡単ではございますが、提案理由の説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長(青山金助) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 質疑を終わります。

これより、討論許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第1号七飯町議会基本条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4

発議案第2号 七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○副議長(青山金助) 追加日程第4 発議案第2号七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七

飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○15番（川上弘一） それでは、発議案第2号七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

発議案第2号七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会員規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月3日、七飯町議会副議長、青山金助様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員、長谷川生人議員、平松俊一議員、田村俊郎議員、畑中静一議員、澤出明宏議員、川村主悦議員。

それでは、発議案関係資料の5ページ、七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正する条例の概要を御覧いただきます。

1の改正理由でございます。令和元年9月に議長を除く全議員で構成する「議会活性化特別委員会」を設置し、一層の議会運営の効率化と活性化に向けた取組について協議を重ねてきました。

議員定数につきましては、これまで平成15年に26人から24人に、平成19年には18人を定数を改めてきたところでございます。七飯町の人口はほかの自治体と比較して減少幅が少ないものの、各種統計においても減少傾向にあることや、定数削減をしても民意の反映や議会運営は各議員の努力によって遂行可能であることなどから、これらを踏まえ地方分権に対応した議員定数について慎重に議論を重ねてきた結果、次期改選時から現行の18人から4人削減し14人とすることに決定いたしました。

次に、議員報酬につきましては、平成12年4月に同額の見直しを行った以降、議員定数が減少しても議員報酬の見直しは行ってきませんでした。近年、全国では議員のなり手不足が問題と

なっており、地方議会においては議員報酬の低さによって、若年の勤労世代が立候補しにくい状況にあり、専門議員の割合は低い状況にあります。これらのことを踏まえ、慎重に議論を重ねてきた結果、次期改選時から議員報酬を5万円増額することを決定いたしました。議員報酬の増額については、七飯町特別職報酬等審議会への諮問を町へ依頼し、七飯町特別職報酬等審議会において慎重に審議をした結果、議員報酬を5万円増額することは妥当である旨の答申がございました。

これらのことから議会活性化特別委員会で決定した内容及び七飯町特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、この条例を提出するものでございます。

次に、2の改正内容ですが、1点目に七飯町議会の議員の定数を定める条例の一部改正として、本則中の議員定数を18人から14人に改めます。第2点に七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正として、議長は現行の33万円から38万円に、副議長は26万円から31万円に、常任委員長と議会運営委員長は24万円から29万円に、議員は23万円から28万円にそれぞれ5万円増額いたします。

3の施行期日でございますが、(1)の七飯町議会の議員の定数を定める条例の一部改正は、公布の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日から施行いたします。

(2)の七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正は、公布の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が開始する日から施行いたします。

ただし、4の経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に七飯町の議員であるものの定数については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による経過措置を規定いたします。

発議案関係資料7ページに、新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきます。

簡単ではございますが、提案理由は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

○副議長(青山金助) 若山議員。

○15番(若山雅行) 自分も議会活性化特別委員会のメンバーですが、議員報酬増額に反対の立場から討論を行います。

地方自治法第203条、議員報酬及び費用弁償に1項として、普通地方公共団体は、その議会に議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2項として、普通地方公共団体の議会の議員は職務を行うため、要する費用の弁償を受けることができる。

3項として、普通地方公共団体は条例でその議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4項として、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとなっております。

また、七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例により、議会の議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定められております。月額23万円だけに注目すると少なく感じる方もおられるかもしれません。

しかし、期末手当として4.3カ月分、約100万円の支給があります。私の令和3年の分の給与所得源泉徴収票の給与賞与の支払額は38万7,350円です。高い金額とは思いませんが、決して低い金額ではないと思います。まして、議員活動日数が年間51日。しかも、半日でも1時間でも1日として数えてです。日常活動日数、調査研究、情報収集、住民等の接触として月に4日換算して、それを加えて年間99日が活動日数となっております。これは、年によって変動はありますが、特別委員会の報告書にも記載されております。

議会活性化のため、通年議会とか議会モニターの導入だとか、議会と町民との意見交換等々セットの提案であればまだしも、その議論はまだこれからという状況です。

以上より、議員報酬の増額には反対いたしま

す。

以上です。

○副議長(青山金助) ほかに、討論ございますか。

上野議員。

○9番(上野武彦) 発議案第2号七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

今回の改正は、議員定数を18名から14名に、議員報酬を一律5万円増額するというものがあります。

議員定数に関しましては、従来26名の七飯町議会の定数を、これまで平成15年に26名から24人に、そして19年には24名から18人に定数を改めてきたところでありまして、議員定数のあり方に関しましては現在、平成22年、会津若松市議会で審議された内容でいきますと、議員同士で十分に討論するためには、七、八名が必要という考え方が全国に今、浸透してきております。

七飯町議会で三つの常任委員会があることから考えますと、定数は24名が必要ということになります。少なくとも現状維持をすべきだと、削減ではなく現状維持をすべきだというふうに考えます。

本来議会は町政執行に対するチェック機能ばかりでなく、町政の発展への提言を含め、その役割を果たすためには、多様な人材が求められることから、現状から、さらなる定数削減することには反対を表明させていただきたいと思っております。

また、議員報酬に関しましては、若い世代の参加も望まれることを考えますと、増額を求められるところではあります。現在のコロナ禍の経済が低迷し、町の財政状況も考えあわせると、増額には反対をしたいと思います。

七飯町議会の基本条例第20条では、議員報酬等の改正に当たっては、行政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を充分考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するために、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとすると思っております。

今回は、こうした制度を活用せずに議会だけで定数を削減し、削減した議員報酬相当分を議員報酬のアップに充てるといふ議会のお手盛りとも言われるような内容となっております。こうしたことから、今回の条例改正には反対を表明いたします。

以上です。

○副議長（青山金助） ほかに、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

発議案第2号七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○副議長（青山金助） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5

発議案第3号 令和4年度米政策に関する意見書

○副議長（青山金助） 追加日程第5 発議案第3号令和4年度米政策に関する意見書を議題いたします。

提案説明を求めます。

池田議員。

○4番（池田誠悦） 発議案令和4年第1回定例会、別紙のとおり発議案の提出。

発議案第3号令和4年度米政策に関する意見書、標記の意見書を議会規則第13号第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月3日、七飯町議会副議長青山金助様。

提出者、七飯町議会議員池田誠悦。

賛成者、七飯町議会議員坂本繁、中島勝也、若山雅行、上野武彦、川上弘一。

令和4年度の米政策に関する意見書。

現在、令和4年度農林水産予算に係る米政策については、食用米の自給安定に向け相当程度の作

付転換が予定されております。

しかし、今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しによって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤が大きな影響を受けることが懸念されます。

つきましては、地域農業振興や生産現場の意見も踏まえた運用となるよう、下記のとおり要望いたします。

記、政府においては現在、令和4年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金を含む米政策の見直しを行っております。

北海道の各地域は、昭和40年代から食用米の生産調整に自ら取り組み、その地域の特色や気候にあった作物を選択し作付転換を行い、食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてまいりました。

今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、食用米の需給のみならず、飼料米や小麦、大豆、牧草等といった転換作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画や地域営農振興計画の大きな変更も迫られるなど、水田・酪畜経営へ及ぼす影響は計り知れないだけでなく、このことにより離農が増加し農家戸数の減少、地域の崩壊につながりません。

また、交付金の対象とならない水田が発生することにより、今後の農地集積が進まず、耕作放棄地の増大につながり、安定的な食料供給をも脅かしかねません。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定に当たっては、生産現場の意見にも配慮し十分にかつ慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、内閣総理大臣様、農林水産大臣様。

以上です。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第3号令和4年度米政策に関する意見書を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第6

発議案第4号 地方創世と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

○副議長（青山金助） 追加日程第6 発議案第4号地方創世と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 発議案第4号地方創世と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書。

上記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月3日、七飯町議会副議長青山金助様。

提出者、七飯町議会議員神崎和枝。

賛成者、七飯町議会議員横田有一議員、澤出明宏議員、坂本繁議員、中島勝也議員、稲垣明美議員。

本文読み上げて、御提案をいたします。

地方創世と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書。

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人出不足や後継者不足が叫ばれている中で、新しい地域社会の構築は地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症のまん延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流

れが加速する中で、「誰一人取り残さないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

よって、国においては子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス及び持続可能な地域の医療と介護等、特に地方創世と感染症対策に資するデジタル化の推進について、特段の取組を求める。

記、1、全ての子どもたちの学びの継続のために、全ての地域で感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

2、医療への適時適切なアクセスのために地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけ医師」につながるための取組を強化すること。

3、持続可能な地域の医療と介護のために。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、地方創世担当大臣、デジタル大臣・新型コロナウイルス対策健康機管理担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣殿。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第4号違法創世と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第7

発議案第5号 介護職員の処遇改善に関する 手続の簡素化と対象職種の拡大を 求める意見書

○副議長（青山金助） 追加日程第7 発議案第5号介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

長谷川生人議員。

○8番（長谷川生人） 読み上げます。

発議案第5号介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書。

表記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月3日、七飯町議会副議長青山金助様。

提出者、七飯町議会委員長長谷川生人。

賛成者、七飯町議会議員横田有一議員、澤出明宏議員、池田誠悦議員、畑中静一議員、川上弘一議員。

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書。

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。

また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改訂を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能な物とするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

記、1、臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において、新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。

2、「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講ずること。

3、原則3年ごとに行う公的価格の見直しについては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と、人材確保への事業所の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、厚生労働大臣殿。

以上でございます。よろしく御審議願います。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第5号介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象証職種の拡大を求める意見書を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第8

発議案第6号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

○副議長（青山金助） 追加日程第8 発議案第6号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 発議案第6号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。

表記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月4日、七飯町議会副議長青山金助様。

提出者、七飯町議会議員上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員中島勝也議員、畑中静一議員、長谷川生人議員、川上弘一議員、池田誠悦議員。

それでは、読み上げて提案させていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。

ロシアのプーチン大統領はウクライナの東部親ロシア勢力の支配地域の独立を一方的に承認し、

同地へ軍を派兵するとともに、その後、中世以来の歴史的な関係を上げ、ロシアとウクライナの一体性を主張し軍隊をウクライナに侵攻させました。

ロシアのウクライナ侵略と国際的な抗議、制裁が強まる中でプーチン大統領は核戦力を念頭に「抑止力を特別体制に移行させるよう」命令しました。核兵器の先制使用も辞さないと述べたことに続く危険極まりない行為です。

核兵器の使用がもたらすのは、広島、長崎への原爆投下が示しているように大量無差別の殺人、破壊です。核戦争に勝者はいません。ロシアは人類全体に破壊的結果をもたらしかねない核戦争の脅しを止め、直ちにウクライナから軍隊を撤退させるべきです。

ロシアによるウクライナ侵略については、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反です、力による一方的な現状変更は断じて認められません。

七飯町議会はロシアによる侵略を最も強い言葉で非難するとともに、ロシアに対し即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収することを強く求めます。

七飯町議会。

以上です。

○副議長（青山金助） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第6号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第9

閉会中の継続調査の申出について

○副議長（青山金助） 追加日程第9 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、民生文教常任委員長から、目下委員会で調査中の特定の案件について、調査が不十分で終了していないため、会議規則第74条の規定により、継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

追加日程第10

閉会中の委員会活動の承認について

○副議長（青山金助） 追加日程第10 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会申し出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（青山金助） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会申し出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

町 長 挨 拶

○副議長（青山金助） この際、町長より特に挨拶の申し出がありますので、これを許します。

中宮安一町長。

○町長（中宮安一） 令和4年第1回定例会終了にあたって、御挨拶をさせていただく機会を賜りましたことに対しまして、心よりお礼申し上げます。

す。

このたびは、定例会終了の懇親会も考えておりましたが、まん延防止等重点措置の期間中であることから、懇親会の開催は見送りとなりました。

開催されたのであれば、懇親会での挨拶を考えておりました。また、私の任期の最後の定例会でございますので、この場にて挨拶をさせていただきます。まず、今定例会で令和4年度の一般会計の骨格予算109億4,000万円をはじめとし、各会計並びに令和3年度補正予算、そして、令和4年度の補正予算、さらには大変重要な条例等の改正案件について、御審議を賜り議決くださいましたことに、厚くお礼申し上げる次第であります。

政策予算につきましては、今日の厳しい財政状況の中ではございますが、コロナ禍の中で地域の経済が停滞していることを鑑み、地域経済の活性化のために新しい町長のもとに1日も早く、編成審議をいただき執行されることを、願ってやまないものでございます。

早いもので、平成18年に初当選させていただいてから今日までの16年間、議員の皆様、職員の皆様、そして町民の皆様の多大なる御指導、御鞭撻を賜り大変お世話になりました。

私がこの間、「住みたいまち、住み続けたいまち、七飯町」を目指し、職務に励んできたことは当然のことではありますが、町長として最も重要視してきたことは、町民の生命財産を守ることでございます。

最近の自然災害は、想像を絶する威力であります。また、七飯町には活火山、駒ヶ岳があり周期的には、いつ大噴火が発生してもおかしくない状況と言われております。

さらに、仁山から矢不來に向かって函館平野西緑活断層が存在し、これがずれたときには、震度6強の地震が起こると言われております。

私は、11年前の東日本大震災から災害は必ずやってくるということを教訓とさせていただきました。そのことから、議員の皆様の御理解を賜りながら、町民の安全安心のための多くの事業を実施することができました。

そして、町制施行50年、60年という二度の

節目の式典も経験させていただき、特に60年の折には、コンコード町の皆様をお迎えし、三嶋神社のやっこぶりや七飯消防団によるはしごのりを披露した中での姉妹都市提携20周年記念式典も併せて挙行できましたことは、町長としてこの上ない喜びでもありました。

これからの自治体は、少子化・高齢化に伴う人口減少問題、そしてアフターコロナにおける地域経済の活性化をいかに図っていくかが問われてまいります。

議会と理事者は車の両輪です。それぞれが知恵を出し合い一致協力し、難題解決に向け邁進してまいりますよう御期待申し上げます。

最後になりますが、七飯町の町民の福祉向上とさらなる発展を心よりお祈り申し上げ、挨拶いたします。

16年間、ありがとうございました。(拍手)
○副議長(青山金助) 町長の挨拶を終わります。

閉 会 宣 告

○副議長(青山金助) お諮りいたします。
本定例会に附議された案件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第60条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(青山金助) 御異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回七飯町議定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時26分 閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年3月8日

副議長 青山 良助

議員 中島 啓也

議員 川村 主税